

養育医療給付について

【対象】 桑名市内に居住地（住民票）を有し、入院治療を必要とする出生体重が2,000g以下、または身体の発育が未熟であるために現れる症状があり、生活力が特に希薄な1歳未満の未熟児に対し、その入院療育に必要な保険適用分の医療費を給付します。

【費用】 世帯の市町村民税額などに応じて自己負担が生じますが、子ども医療費助成制度の給付対象となるため、制度の対象となる方は窓口で支払いの必要はありません。

【新規申請の手続き】

出生した日から1カ月以内に、申請書類を桑名市子ども総合センター窓口へ提出してください。ただし、すでに医療機関で医療費を支払った後の申請は受け付けできません。

（必要書類）

- ① 養育医療給付（新規・継続）申請書 …申請者が記入
- ② 養育医療意見書（新規・継続） …指定医療機関の担当医師に記入依頼
- ③ 世帯調書兼同意書 …申請者が記入
- ④ 対象児が加入する健康保険の資格情報が確認できるもの
（「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」のコピー、マイナポータルから被保険者資格情報を印刷したもの）
※令和7年12月1日までは、加入予定の保護者の健康保険証の写しでも可とします
- ⑤ 受領委任及び承諾書
- ⑥ 世帯調書兼同意書に記載された全員のマイナンバーが確認できるもの
（マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票等）
- ⑦ 窓口に来た方の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポートなど顔写真付きのもの）
※マイナンバーカードをご提示いただく場合、⑦は不要です。

【費用の徴収について】

- ・「養育医療券」を提示することで、健康保険が適用される医療費と食事療養費（ミルク代）は、窓口での負担が0円になります。
- ・ただし、健康保険が適用されない検査や、おむつ代、差額ベッド代などは窓口で支払いが必要となります。
- ・世帯の市町村民税額などに応じて自己負担金が発生しますが、子ども医療費受給資格証をお持ちの方は、自己負担金も助成の対象になります。
- ・保険診療分の自己負担額全額の助成を受けるためには、子ども医療費受給資格証の交付申請が別途必要です。子ども医療費受給資格証の交付申請については、桑名市子ども未来課（TEL：0594-24-1393）へお問い合わせください。
- ・加入されている健康保険により「付加給付金」が交付される場合がありますが、付加給付金部分は子ども医療費の対象外となります。付加給付金該当者には、市から納入通知書を発行しますので金融機関でお支払いください。

【申請及びお問い合わせ】

桑名市役所

子ども総合センター 母子保健係

電話：0594 - 24 - 1380

Mail: hokensm@city.kuwana.lg.jp